

議案第68号

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年8月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

学校教育法の一部が改正され、義務教育学校が新たな学校の種類として創設されたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。